

## 公募型プロポーザル方式に係る手続き開始のお知らせ

次のとおり提案書の提出を求めます。

令和2年9月29日

世田谷区

### 1 業務概要

#### (1) 件名

世田谷区内介護事業所等へのPCR検査業務委託

#### (2) 目的

今般のコロナ禍において、施設利用者の重症化回避や人との密着度が高く、感染が起りやすいとされる社会的インフラを継続的に維持するためのPCR検査を実施する。

介護事業所等を利用されている方への感染に伴う重症化を避けるとともに、感染予防を徹底しても接触を避けられない職員からのクラスター化を抑止、施設内感染の防止や事業所等のサービスの休止を抑制する。

#### (3) 対象者

区内各事業所等（介護事業所、障害者施設、一時保護所、児童養護施設等、保育園、幼稚園）（以下、「区内事業所」という）において、以下を対象者とする。

- ① 介護事業所の職員（特別養護老人ホーム等の施設入所（居）予定者を含む）
- ② 障害者施設の職員
- ③ 一時保護所の職員（入所予定者を含む）
- ④ 児童養護施設等の職員（入所予定者を含む）
- ⑤ 保育園の職員
- ⑥ 幼稚園の職員
- ⑦ 上記の施設のうち、感染者が発生した際に施設を利用されている方

#### (4) 業務内容

##### ① 予約受付

検査は完全予約制とし、区内事業所または区からの予約を受け付ける。

なお、受付において区内事業所からの基本事項等の問い合わせに対応すること。

##### ② 検査

①で受け付けた検査希望者に対し、以下の項目ア〜クに記載のとおり検査を実施する。

なお、本検査は厚生労働省新型コロナウイルス対策推進本部「地域外来・検査センター運営マニュアル(第2版)」に基づく行政検査として実施すること。

##### ア 検査対象

- ・新型コロナウイルス（SARS-CoV-2）

##### イ 検査内容

- ・検体採取（医師の指示を受けた看護師、臨床検査技師の立ち合いの下で

の鼻腔（前鼻孔）ぬぐい液及び唾液の自己採取とする。ただし国が認める検体及び採取方法の提案も可とする）

- ・検体搬送
- ・検体検査（採取した検体について、国が認める核酸検出検査（PCR検査）を実施）

※検体採取・搬送にあたっては国立感染症研究所作成「2019-nCoV（新型コロナウイルス）感染を疑う患者の検体採取・輸送マニュアル」に基づき実施すること。

#### ウ 実施日時

履行期間のうち、原則被検査者が希望する日時とするが、区内各事業所から希望日時が重なる場合は、日程調整を行うこと。

なお、区から予約連絡をした被検査者については、場合により優先すること。その際は別途指示する。

#### エ 実施依頼

「ウ」実施日時の確定後、別途指定する様式により区内事業所等へ実施日時を連絡すること。

#### オ 検査体制

医師1名以上で構成し、以下の体制を最低限の目安とし、人員体制を確保すること。

医師：1名以上（検体採取指示、診断等）

看護師・臨床検査技師：1名～（検体採取の補助、被検査者への説明補助等）

事務職等：1名～（全体の監督や連絡調整、保健所への報告補助等）。

なお、検体採取について医師以外（看護師、臨床検査技師）が実施する場合は、必ず医師が指示を行うこと。

また、医療機関は世田谷区内に所在していることが望ましい。

#### カ 検査結果の報告

検査機関からの測定結果を受領した後、医師による診断を行い、検査結果を区へ報告するとともに、被検査者へは医師または医師から指示を受けたものが本人へ直接、診断結果等を連絡する。

併せて診断結果等の必要な情報を世田谷区保健所へ報告すること。報告の様式及び報告時期は別途指示する。

#### キ 陽性者と診断した被検査者への確認

検査の結果、陽性と診断した被検査者に対し、上記「カ 検査結果の報告」の診断結果等と併せて、医師または看護師が国立感染症研究所作成「新型コロナウイルス感染症患者に対する積極的疫学調査実施要領」に記載の調査内容において、区が別途指定する項目の情報を聞き取り、その内容を区へ報告すること。

#### ク その他

- ・検査で使用する防護服等は受託事業者が用意すること。
- ・医療系を含む本事業で生じた廃棄物については、関係法令に則り適正に

処理すること。

③ 想定検査数

延べ 21,000 件

(5) 履行期間

令和 2 年 10 月 29 日～令和 3 年 1 月 31 日 (予定)

(6) 契約形態及び支払方法 (予定)

当該業務の契約形態及び支払方法は、以下の①～③を予定している。

① 下記②の単価以外の基本額は②以外の業務の総量に係る経費の総価による総価契約とする。

② 以下に記載の業務は予定数量 1 単位あたりの契約単価を定めることによる単価契約とし、履行の期日、場所及び数量については事前に指示することができないので、報告書による実績報告を承認することをもって、履行の数量等を確定するものとする。区は、契約単価に確定数量を乗じた金額を支払うこととする。

- ・検体検査費
- ・検体搬送費

③ 検査合格後、請求に基づき支払う (3 回払い)

(7) その他

今後の新型コロナウイルスの感染状況や国や都の新たな検査方法や取組、基準が示された場合、事業内容を変更することがある。

## 2 参加資格要件

(1) 地方自治法施行令 (昭和 22 年政令第 16 号) 第 167 条の 4 第 1 項 (同令第 167 条の 11 第 1 項において準用する場合を含む。) の規定に該当しないこと。

また、同条第 2 項 (同令第 167 条の 11 第 1 項において準用する場合を含む。) による措置を現に受けていないこと。

(2) 世田谷区の競争入札参加資格者名簿に登録されていること、または契約時まで有する見込みであること。

(3) 世田谷区から入札参加禁止又は指名停止の措置を受けている期間中でないこと。

(4) 都道府県民税・市町村民税に滞納がないこと。

(5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律 (平成 3 年法律第 77 号) 第 2 条第 6 号に規定する暴力団員が経営していない者又は事実上経営に参加していないこと。

(6) 都内及び都近郊に本店、支店又は営業所等の営業拠点を有する者であること。

(7) 日本情報経済社会推進協会が管理する個人情報取り扱いに関する認定 (プライバシーマーク) 又は情報セキュリティマネジメントの認証を受けていること。またはそれに準ずる管理体制を行っていること。

## 3 提案限度額

373,396,000 円 (消費税及び地方消費税含む。) 以内

※参考として、提案を受けるにあたっての経費想定内訳は以下のとおり

- ・ 検査料 2億8,782万6千円 (@13,706円×21,000件)
- ・ 検査運搬料 135万円 (@15,000円×90回)
- ・ コールセンター運営等 2,697万円
- ・ 人件費（検査後の健康観察等の調整） 1,840万円
- ・ 人件費（派遣医師・看護師等） 3,885万円

※区との契約では予定価格2,000万円を超える業務委託契約は、世田谷区公契約条例の定める労働報酬下限額の対象となります。詳細は別紙をご確認ください。

#### 4 提案書の提出者を選定するための基準

本件では、提案書の提出者の選定は行わず、参加資格の確認のみ行う。

#### 5 審査

審査は「世田谷区内介護事務所等へのPCR検査業務委託事業者選定委員会設置要綱」による選定委員会にて行う。令和2年10月中旬を予定している。

審査においては、「6 評価基準」に基づき提案書、見積書、プレゼンテーション内容、財務諸表等を総合して評価し、その結果、最も優れた業者に事業委託契約締結の優先交渉権を付与することとする。

#### 6 評価基準

##### (1) 提案書

##### ① 業務履行について

- ・ 予約受付の体制及び管理
- ・ 検体採取の手法および搬送
- ・ 検体に対する管理システム
- ・ 検査結果の報告方法
- ・ 当該業務内容の履行に対する全体管理および危機管理

##### ② 内部精度管理

- ・ 総合的な精度管理の徹底
- ・ 施設、機器等の維持管理
- ・ 監視状況、安全管理

##### ③ 外部精度管理

- ・ 衛生検査所の精度管理調査結果

##### (2) 見積書（様式3）

見積金額の妥当性

##### (3) プレゼンテーション・ヒアリング

- a. 事業実施の概要
- b. 提案書との整合性
- c. 業務への取組姿勢

d. 独自提案の内容

(4) 財務諸表等

経営状況（健全性・安定性）

7 審査結果の通知期日及び方法

審査の結果については文書にて通知する。また、区は選定業者名及び審査結果について公表することができるものとする。

(1) 通知期日

令和2年10月26日（月） 発送予定

(2) 方法

郵送

8 手続き等

(1) 担当部課

世田谷区保健福祉政策部保健医療福祉推進課 島川、國分

住 所：〒154-8504 世田谷区世田谷4-21-27

世田谷区役所第2庁舎2階23番窓口

電 話：03-5432-2941 FAX 03-5432-3017

(2) 説明書の交付期間、場所及び方法

期 間：令和2年9月29日（火）～10月6日（火）

場 所：上記（1）に同じ

受付時間：午前8時30分から午後5時まで。土日祝日を除く

方 法：配布または世田谷区のホームページからダウンロード

**※なお説明書の直接配布を希望される場合は事前に「（1）担当部課」へ電話にて連絡すること。**

(3) 参加表明書等の提出期限、提出場所及び方法

期 限：令和2年10月6日（火）午後5時まで（必着）

場 所：上記（1）に同じ

※期間中の受付は午前8時30分から午後5時まで。土日祝日を除く。

**※なお提出にあたっては事前に「（1）担当部課」へ電話にて連絡すること。**

方 法：持参に限る。

参加辞退：参加申込後に辞退する場合は、参加辞退届を提出すること。参加辞退届は、社名、本プロポーザル件名、辞退理由、担当者（連絡先）を記載し、社印を押印して提出すること。

(4) 招請通知（参加資格結果通知）の発送

発送日（予定）：令和2年10月7日（水）

(5) 質問の提出期限、方法

提案書作成にあたっての質問及び回答については、公平を期するため電子メールで行い、内容については取りまとめた上、本件参加表明者の全員に配信する。ただし、参加表明書の記載内容や提出方法に関する質問についてのみ、電

話等でも随時受け付ける。

期 限：令和2年10月8日（木）午後5時まで（必着）

回 答：令和2年10月12日（月）（予定）

方 法：上記（4）招請通知に記載のメールアドレスへ提出。提出の際はメールの件名の先頭に「プロポーザル質問」と記載し、送付後、上記（1）に記載の担当宛に電話にて連絡を行うこと。

（6）提案書・見積書等の提出期限、提出場所及び方法

期 限：令和2年10月16日（金）午後5時まで（必着）

場 所：上記（1）に同じ

方 法：持参及び電子メール（招請通知に記載のメールアドレスあて）

**※なお提出にあたっては事前に「（1）担当部課」へ電話にて連絡すること。**

9 プロポーザル実施日程（一覧）

- ・手続き開始の公示 令和2年9月29日（火）
- ・参加表明書提出期限 令和2年10月6日（火）午後5時まで（持参）
- ・質問受付期限 令和2年10月8日（木）午後5時まで（メール）
- ・質問回答期日 令和2年10月12日（月）
- ・招請通知の発送 令和2年10月7日（水）
- ・提案書提出期限 令和2年10月16日（金）午後5時まで  
(持参、メール)
- ・選定委員会（プレゼンテーション） 令和2年10月中旬
- ・審査結果の通知 令和2年10月26日（月）

10 その他

- （1）手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
- （2）契約保証金 免除
- （3）契約書作成の要否 要
- （4）当該業務に直接関連する他の委託業務を当該業務の委託契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無 無
- （5）提案に係る一切の費用は、全て参加者の負担とする。
- （6）区は、提案書を選定の目的以外で参加者に無断で使用しないものとする。
- （7）参加表明書及び提案書に虚偽の記載をした場合は、提案を無効とする。
- （8）区は、選定及び特定を行う作業に必要な場合に提案書の複製を作成することができる。
- （9）提案書の受領期限後における提案書の差し替え及び再提出は認めない。
- （10）提出された提案書は返還しない。
- （11）区は、この案件に参加を表明した者及び提案書を提出した者の商号・名称並びに提案書を特定した理由（審査経過等）を公表することができる。
- （12）本件に関して区から受領した資料等は、区の許可なく公表、転載及び引用することはできない。

- (13) 提案書の提出後に「2 参加資格要件」の要件に該当しないこととなった者は、提案書審査及び契約交渉の対象としない。
- (14) 本プロポーザルは事業者の選定を目的としており、区は提案書の内容に拘束されない。
- (15) 詳細は、提案要求説明書による。
- (16) 個人情報の取り扱いについては「個人情報を取り扱う業務委託契約の特記事項」を、障害を理由とする差別の解消の推進への対応については、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する特記事項」を遵守すること。

**【重要】労働報酬下限額の適用についてのご案内**

**この契約には、世田谷区公契約条例に基づき「労働報酬下限額」が適用されます。**

労働報酬下限額とは、予定価格が一定額以上の公契約において、契約事業者が労働者に支払う職種ごとの労働報酬の下限とすべき額のことです。世田谷区長が条例に基づき決定し、下記のとおり告示しました。

契約事業者には、この労働報酬下限額を守っていただくことにより、労働者に適正な賃金を支払い、労働者の適正な労働条件を確保し、向上させるよう努めていただく義務のあることが条例に定められています。

つきましては、この契約の入札又は契約に係る金額の見積もりにあたっては、上記の趣旨をご理解いただき、下記の各労働報酬下限額に基づく適正な積算をお願いいたします。

また、本件の契約事業者には、条例の運用状況に関する調査等にご協力をお願いする場合があります。

※公契約条例等の詳細については、世田谷区ホームページをご覧ください

**【工事請負契約の場合】**

■労働報酬下限額：東京都の公共工事設計労務単価（令和2年3月現在）の51職種ごとの単価の85%相当額（熟練労働者）  
（下表のとおり）

号	職種	労働報酬下限額 (1時間当たり)	号	職種	労働報酬下限額 (1時間当たり)
1	特殊作業員	2,614円	25	土木一般世話役	2,625円
2	普通作業員	2,285円	26	高級船員	3,103円
3	軽作業員	1,637円	27	普通船員	2,455円
4	造園工	2,253円	28	潜水士	4,357円
5	法面工	2,880円	29	潜水連絡員	3,007円
6	とび工	2,901円	30	潜水送気員	2,986円
7	石工	2,901円	31	山林砂防工	2,859円
8	ブロック工	2,689円	32	軌道工	4,803円
9	電工	2,710円	33	型わく工	2,763円
10	鉄筋工	2,933円	34	大工	2,720円
11	鉄骨工	2,731円	35	左官	2,944円
12	塗装工	3,007円	36	配管工	2,434円
13	溶接工	3,209円	37	はつり工	2,667円
14	運転手(特殊)	2,572円	38	防水工	3,177円
15	運転手(一般)	2,136円	39	板金工	2,965円
16	潜かん工	3,188円	41	サッシ工	2,720円
17	潜かん世話役	3,772円	43	内装工	2,944円
18	さく岩工	3,177円	44	ガラス工	2,646円
19	トンネル特殊工	3,124円	46	ダクト工	2,370円
20	トンネル作業員	2,582円	47	保温工	2,412円
21	トンネル世話役	3,570円	49	設備機械工	2,444円
22	橋りょう特殊工	3,188円	50	交通誘導員A	1,647円
23	橋りょう塗装工	3,315円	51	交通誘導員B	1,435円
24	橋りょう世話役	3,655円	52	上記以外の職種	1,130円

※第1号から第51号までに該当の労働者であっても、事業者が労働者等との合意の下で見習い又は手元等の未熟練労働者と判断する者及び年金等の受給のために賃金を調整している者については以下の下限額となります。

■労働報酬下限額：1時間当たり 1,348円

※「タイル工」、「屋根ふき工」、「建具工」及び「建築ブロック工」については、国土交通省より東京都における公共工事設計労務単価が示されなかったため記載しておりませんが、過去の公共工事設計労務単価を基に算出した参考値をご案内いたしますので、下記担当にお問い合わせください。

**【工事以外の契約の場合】**（設計・測量等委託、業務委託、印刷、物品供給、指定管理者協定 等）

■労働報酬下限額：1時間当たり1,130円

**【問い合わせ先】**

世田谷区財務部経理課契約係 TEL:03-5432-2145~2152・2435・2436 FAX:03-5432-3046